

○訓育に関する参考資料の作成要領等について(通達)

[昭和55年7月30日
海幕教1第3086号]

改正 昭和63年4月8日海幕総第1814号〔海上自衛隊地区病院の共同
機関化に伴う通達の一部変更について10項による改正〕
平成元年6月17日海幕総務第3040号〔改元に伴う関係通達の一
部変更について(通達)19項による改正〕
令和元年5月22日海幕教第42号〔改元に伴う通達の一部変更
について(通達)1項による改正〕

海上幕僚長から各部隊の長各機関の長あて

訓育に関する参考資料の作成要領等について(通達)

標記について、別添のとおり通達があつたので、下記のとおり定める。

記

1 区 分

- (1) 精神教育に関する参考資料
- (2) しつけ教育に関する参考資料

2 範 囲

- (1) 精神教育に関する参考資料とは、「自衛官の心がまえ」(「使命の自覚」、「個人の充実」、「責任の遂行」、「規律の現出」及び「団結の強化」)の内容を具体的に補足し若しくは説明し、又は精神教育の技法、教育実例等を紹介する印刷物をいう。
- (2) しつけ教育に関する参考資料とは、「シーマンシップのかん養」の内容を具体的に補足し若しくは説明し、又はしつけ教育の技法、教育実例等を紹介する印刷物をいう。

3 名 称

- (1) 海上自衛隊として統一的に作成する参考資料を「海上自衛隊精神教育参考資料」、「海上自衛隊しつけ教育参考資料」といい、両者を合わせて「海上自衛隊訓育参考資料」という。
- (2) 海上自衛隊訓育参考資料を補備するために作成する資料を「精神教育補備資料」、「しつけ教育補備資料」といい、両者を合わせて「教育補備資料」という。

4 作成部隊等

- (1) 海上自衛隊訓育参考資料は、海幕において作成する。
- (2) 教育補備資料は、海上自衛隊の中期業務見積り及び年度業務計画に関する達(昭和53年海上自衛隊達第8号)に定める計画運営部隊(清海隊群に

については、海上自衛隊の教育訓練の実施に関する達（昭和42年海上自衛隊達第31号）に定めるタイプ統制官。以下「作成部隊」という。）において作成することができる。

5 作成者

- (1) 海上自衛隊訓育参考資料
海幕人事教育部長
- (2) 訓育補備資料
作成部隊の長

6 作成要領等

次によるほか、それぞれの作成者所定とする。

- (1) 海上自衛隊訓育参考資料
 - ア 作成計画は、年度業務計画細部計画により示す。
 - イ 作成者は、草案の段階で、内容及び表現について人事教育局長と調整する。
 - ウ 表紙等の標準を別紙第1のとおりとする。
- (2) 訓育補備資料
 - ア 作成者は、作成に際し、あらかじめその作成計画を海幕防衛部長に通知する。
 - イ 作成者は、草案の段階で、内容及び表現について海幕人事教育部長と調整する。
 - ウ 作成者は、訓育補備資料を作成の都度、1部を海幕人事教育部長に送付する。
 - エ 作成者は、当該年度の訓育補備資料作成状況等を、別紙第2の様式により毎年3月15日までに海幕人事教育部長に通知する。
 - オ 表紙等の標準を別紙第3のとおりとする。

添付書類：別紙第1～別紙第3

防人教第1875号（55.4.17）

海上自衛隊訓育参考資料の表紙等の標準

表紙

背表紙

海上自衛隊○○○○○参考資料○○—○○

訓育に関する 作成年—当該
参考資料の区 年度資料一貫
分名 番号

〔精神教育又
はしつけ教
育〕

○○○○○○

表 題

作成年月日
令和○年○月○日

海上幕僚監部

表紙の資料区分名、番号に同じ。

海上自衛隊○○○○○参考資料○○—○○

○○○○○○

海上幕僚監部

表
題

別紙第2

発 簡 番 号
年 月 日

海上幕僚監部人事教育部長 殿

作成部隊の長

訓育補備資料作成状況等通知

1 作成

資料区分	作成年月日	題 名	作成部数	配付先及び部数

2 廃止

資料区分	廃止年月日	題 名	廃止理由	廃棄方法

陸上幕僚長

海上幕僚長 殿

航空幕僚長

事務次官

精神教育参考資料について（通達）

精神教育の基調をなしている「自衛官の心がまえ」の確かな理解に資するため、下記により精神教育参考資料を作成することとされたので通達する。

記

- 1 精神教育参考資料とは、教育担当者の便宜を図るため幕僚監部において統一的に作成する資料であつて「自衛官の心がまえ」の内容を具体的に補足し、若しくは説明し、又は精神教育の技法、教育実例等を紹介する印刷物をいう。
- 2 陸上自衛隊、海上自衛隊又は航空自衛隊において作成する精神教育参考資料は、それぞれの区分に応じ陸上自衛隊精神教育参考資料、海上自衛隊精神教育参考資料又は航空自衛隊精神教育参考資料とする。
- 3 陸上幕僚長、海上幕僚長又は航空幕僚長（以下「幕僚長」という。）は、それぞれの幕僚監部の職員の中から精神教育参考資料を作成する者（以下「作成者」という。）を指定するものとする。
- 4 作成者は、あらかじめ草案の段階で精神教育参考資料の内容及び表現について人事教育局長と調整するものとする。
- 5 幕僚長は、精神教育参考資料の作成状況を別記様式によりとりまとめ、毎年度末までに人事教育局長に通知するものとする。

別記様式

年 月 日

人事教育局長あて

〇〇幕僚長

精神教育参考資料作成状況

(昭和〇〇年度)

1 作成

資料番号	作成日	題名	作成部数	配付対象及び部数

2 廃止

資料番号	廃止日	題名	廃止理由	廃棄方法